

株主各位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新電元工業株式会社

代表取締役社長 森 川 雅 人

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいま
すようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますの
で、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時10分までに
到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 平成26年6月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 埼玉県飯能市仲町11番21号
ホテル・ヘリテイジ飯能sta. 6階 ヘリテイジホール |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第91期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報
告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計
算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第91期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書
類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださ
いますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生
じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和を背景とした円安などにより輸出企業を中心に収益改善が進んだほか、年度末には消費税増税前の駆け込み需要もあり個人消費が活発化いたしました。世界経済においては、米国では緩やかに回復基調を辿った一方、成長が鈍化している新興国においては先行きに不透明感が残りました。

当社グループを取り巻く環境は、再生可能エネルギーへの投資が活発化したことにより新エネルギー分野が伸長したほか、モビリティ分野においては二輪車、四輪車向けともに好調を持続いたしました。

このようななか、当連結会計年度の売上高は1,045億64百万円(前期比18.2%増)となりました。利益面においては、増収効果や円安などにより営業利益が113億13百万円(前期比239.4%増)、経常利益は109億60百万円(前期比230.4%増)、当期純利益は法人税等調整額を△45億30百万円計上したことなどにより121億29百万円(前期比202.5%増)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。前期比較につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

また、セグメント間の取引については相殺消去して記載しております。

【デバイス事業】

デバイス事業の売上高は326億74百万円(前期比11.5%増)、営業利益は42億19百万円(前期比55.5%増)となりました。

自動車市場においては、日本や北米をはじめとしたグローバルでの販売台数の増加や、ハイブリッド車をはじめとしたエコカーがさらに拡大したことで、小型面実装ダイオードが好調に推移いたしました。加えて、産業機器市場においては、企業の設備投資が緩やかに上昇局面に転じたことで大容量のダイオードを中心に需要が拡大し、増収、増益となりました。

【電装事業】

電装事業の売上高は421億89百万円(前期比15.9%増)、営業利益は73億74百万円(前期比166.6%増)となりました。

二輪車市場は、タイなど一部地域が弱含みで推移したものの、主力のインドネシアでは販売台数が大幅に増加し、レギュレータが好調だったほか、排ガス規制への対応策としてF I(電子制御燃料噴射)システムへの移行が進み、E C U(電子制御ユニット)が増加したことで増収となりました。利益面においてはE C Uの本格生産による量産効果や対米ドルを中心に円安で推移したことに加え、タイ洪水に伴うロスが解消されたことなどにより、大幅増益となりました。

【新エネルギー事業】

新エネルギー事業の売上高は265億99百万円(前期比33.8%増)、営業利益は23億57百万円(前期比477.1%増)となりました。

通信市場においては、電源需要が弱含みで推移したものの、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を背景に太陽光発電向けパワーコンディショナが大幅に拡大し、増収、増益となりました。

【その他】

売上高は31億円(前期比9.3%増)、営業利益は56百万円(前期比94.9%増)となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループの所要資金として、長期借入金25億円の資金調達を実施いたしました。増資または社債発行などによる資金調達は行っておりません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度は、45億46百万円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは、電装事業の生産設備増強、デバイス事業の合理化投資や維持更新投資によるものであります。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別			第88期 平成22年度	第89期 平成23年度	第90期 平成24年度	第91期 (当連結会計年度) 平成25年度	
売	上	高	百万円	87,330	82,561	88,426	104,564
経	常	利	百万円	6,099	3,699	3,317	10,960
当	期	純	百万円	4,575	1,502	4,009	12,129
1	株	当	円	42.70	13.73	38.06	117.71
総	資	産	百万円	103,336	111,920	118,700	132,823
純	資	産	百万円	35,714	34,541	39,746	49,662

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 秋 田 新 電 元	490 百 万 円	100.0%	電 気 機 器 の 製 造
株 式 会 社 東 根 新 電 元	400 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
株 式 会 社 岡 部 新 電 元	100 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
新電元デバイス販売株式会社	100 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 販 売
新電元エンタープライズ株式会社	50 百 万 円	100.0	福 利 厚 生 サ ー ビ ス
株式会社新電元ロジステック	30 百 万 円	100.0	物 流 サ ー ビ ス
新電元スリーイー株式会社	25 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
新電元熊本テクノロジーサーチ株式会社	20 百 万 円	100.0	ソ フ ト ウ ェ ア サ ー ビ ス
シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション	10,276 千 U S D	100.0	電 気 機 器 の 製 造
ランブーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	300,000 千 T H B	100.0	電 気 機 器 の 製 造
広州新電元電器有限公司	48,200 千 C N Y	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シンデンゲン・ベトナムカンパニー・リミテッド	151,456 百 万 V N D	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
ピーティー・シンデンゲン・インドネシア	65,724 百 万 I D R	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド	102,000 千 T H B	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
新電元（上海）電器有限公司	33,153 千 C N Y	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド	1,000 千 U S D	100.0	電 気 機 器 の 販 売
新電元（香港）有限公司	1,500 千 H K D	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シンデンゲン・ユークー・リミテッド	141 千 E U R	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	108 千 U S D	100.0	電 気 機 器 の 販 売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成25年度から平成27年度の3カ年を期間とする「第13次中期経営計画」を策定しております。顧客の隠れた需要まで追求し、新たな商品・サービスを提供する「需要創造」により、自ら成長市場を切り拓いていくことを企図し、スローガンは引き続き「CREATE THE FUTURE」～次代の新電元を創造する～といたしました。

具体的施策といたしましては、これまで注力してまいりましたモビリティ市場に加え、再生可能エネルギーの普及に伴って成長が期待される「スマートコミュニティ」市場に対し、インバータやパワーモジュールなどキーテクノロジーを駆使した商品を提供し、さらなる事業拡大をめざしてまいります。また、新興国を中心とした海外事業では、各地の顧客ニーズに適した戦略商品の企画・開発と販売網の整備を進めるほか、現地の人材育成にも積極的に取り組むことによりグローバル市場での競争力を高めてまいります。

当社グループは、こうした施策を着実に実行し事業転換を図ることで、持続的成長と高い収益性を実現し、企業価値の向上ひいては株主の皆様共同の利益に繋げてまいりる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

事業区分	製品名
デバイス	一般整流ダイオード、ブリッジダイオード、高速整流ダイオード、サイリスタ、MOSFET、省電力型電源用パワーIC、高耐圧パワーIC、DC-DCコンバータIC、パワーモジュール
電装	二輪車用レギュレータ／レクティファイア、二輪車用CDI、四輪車用DC／DCコンバータユニット、四輪車用オンボードチャージャー
新エネルギー	通信局用電源装置、移動体基地局用電源、電力集中監視システム、太陽光発電用パワーコンディショナ、発電機用インバータ、電気自動車用充電器、情報・産業機器用スイッチング電源
その他	ソレノイド

(6) 主要な営業所および工場（平成26年3月31日現在）

当社	本社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
	国内	大阪支店（大阪府大阪市） 名古屋支店（愛知県名古屋市） 飯能工場（埼玉県飯能市）
	海外	ソウル営業所（大韓民国） バンコク事務所（タイ王国）
子会社	国内	株式会社秋田新電元（秋田県由利本荘市） 株式会社東根新電元（山形県東根市） 株式会社岡部新電元（埼玉県深谷市） 新電元デバイス販売株式会社（東京都千代田区） 新電元エンタープライズ株式会社（埼玉県飯能市） 株式会社新電元ロジステック（埼玉県飯能市） 新電元スリーイー株式会社（埼玉県飯能市） 新電元熊本テクノリサーチ株式会社（熊本県菊池郡菊陽町）
	海外	シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション（フィリピン共和国） ランブーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド（タイ王国） 広州新電元電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド（ベトナム社会主義共和国） ピーティー・シンデンゲン・インドネシア（インドネシア共和国） シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド（タイ王国） 新電元（上海）電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド（米国） 新電元（香港）有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・ユークー・リミテッド（英国） シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール共和国）

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
5,255名	20名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
951名	13名増	40.72歳	16.15年

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	9,500百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,050
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	6,050
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,050

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式	310,000,000株
	A種優先株式	50,000,000株
	B種優先株式	50,000,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	103,388,848株
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—
③ 株主数	普通株式	8,888名
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	13,363千株	12.97%
中 央 不 動 産 株 式 会 社	9,800	9.51
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	3,689	3.58
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口)	3,568	3.46
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	3,255	3.16
新 電 元 工 業 協 力 会 社 持 株 会	2,193	2.13
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,031	1.97
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,980	1.92
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 4)	1,953	1.90
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	1,857	1.80

(注) 持株比率は自己株式（普通株式348,612株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役および監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	森 川 雅 人	
取 締 役 (常務執行役員)	小笠原 政 教	工場長 兼 工場管理・環境管理・ 資材・物流・磁性部品担当
取 締 役 (上席執行役員)	荒 幡 義 光	経理・内部監査・情報システム担当
取 締 役 (執 行 役 員)	鈴 木 吉 憲	販売・電装事業担当
取 締 役 (執 行 役 員)	根 岸 康 美	経営企画室長 兼 人事・総務・人材開発担当
取 締 役 (執 行 役 員)	堀 口 健 治	技術・生産・品質・知的財産・ パワーモジュール製品担当
常 勤 監 査 役	横 瀬 是 秀	
監 査 役	沖 本 隆 史	中央不動産株式会社 代表取締役社長
監 査 役	三 宅 雄一郎	弁護士

- (注) 1. 監査役沖本隆史および監査役三宅雄一郎の両氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、監査役三宅雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役横瀬是秀氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって、監査役内藤秀彦氏は辞任により退任されました。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	8名	91百万円
監 査 役	4	41
合 計	12	133

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成元年3月30日開催の第64回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は6名、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役および監査役の員数と相違しておりますのは、平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名が含まれているためであります。
5. 上記のうち、社外役員（社外監査役）に対する報酬等の総額は3名15百万円であります。
6. 平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
- ・取締役 1名 65百万円
 - ・監査役 1名 6百万円（うち社外監査役 1名 6百万円）

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役沖本隆史氏は、中央不動産株式会社の代表取締役社長を兼務しております。中央不動産株式会社は当社の大株主であります。

ロ. 他の会社の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況および発言状況

取締役会は13回開催され、監査役沖本隆史氏が9回、監査役三宅雄一郎氏が13回出席し、それぞれ専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・監査役会への出席状況および発言状況

監査役会は14回開催され、監査役沖本隆史氏が9回、監査役三宅雄一郎氏が14回出席し、それぞれ監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 監査役沖本隆史氏は、平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

名 称	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
新日本有限責任監査法人	54百万円	55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

2. 当社は、新日本有限責任監査法人に対して、会社法に基づく監査以外の業務である「英文財務諸表の監査」等を委託しております。

3. 当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（当該法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けているものがあります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、平成18年5月12日の取締役会にて決議いたしました。その後、平成21年3月13日の取締役会において、以下のとおり改定しております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - 1) 取締役および使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。
 - 2) 取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
 - 3) 執行役員制度により、取締役の職務執行（意思決定・監督）機能と執行役員の職務執行（業務執行）機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。
 - 4) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
 - 5) 内部監査部により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。
 - 6) 通報者を保護した内部通報制度（企業倫理ホットライン／社内および社外の相談窓口）により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査および再発防止の徹底を図ります。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書または電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- 1) 会社における個々の損失の危険（環境、災害、品質、輸出管理等のリスク）については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防および事後対応策の検討ならびに実行、教育、監査等の活動を行います。
- 2) 個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。
- 3) 内部監査部により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- 1) 取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。
 - 2) 執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意思決定および監督機能に注力します。
 - 3) 達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。
- ⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- 1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。
 - 2) 子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門および各種委員会を通じて子会社と一体となった運営を行います。
 - 3) 各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。
 - 4) 監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。
 - 5) 企業集団としての内部通報制度（企業倫理ホットライン）により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について
- 監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置します。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について
- 補助使用人の適切な職務の遂行のため、補助使用人の人事考課および人事異動については監査役監査基準（規定）の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況（守秘義務に配慮）、予め監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- 1) 代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。
- 2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- 3) 監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

- 1) 市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否します。
- 2) 総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受ける他、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切な判断を行うためには、買付者および当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われる体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様が株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務および事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

1) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、平成25年度から平成27年度の3ヵ年を期間とする「第13次中期経営計画」を策定しております。顧客の隠れた需要まで追求し、新たな商品・サービスを提供する「需要創造」により、自ら成長市場を切り拓いていくことを企図し、スローガンは引き続き「CREATE THE FUTURE」～次代の新電元を創造する～といたしました。

具体的施策といたしましては、これまで注力してまいりましたモビリティ市場に加え、再生可能エネルギーの普及に伴って成長が期待される「スマートコミュニティ」市場に対し、インバータやパワーモジュールなどキーマネジメントテクノロジーを駆使した商品を提供し、さらなる事業拡大をめざしてまいります。また、新興国を中心とした海外事業では、各地の顧客ニーズに適した戦略商品の企画・開発と販売網の整備を進めるほか、現地の人材育成にも積極的に取り組むことによりグローバル市場での競争力を高めてまいります。

当社グループは、こうした施策を着実に実行し事業転換を図ることで、持続的成長と高い収益性を実現し、企業価値の向上ひいては株主の皆様共同の利益に繋げてまいります。

2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、平成19年5月30日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役会での検討期間の延長期間の短縮や対抗措置の発動要件に株主の皆様のご承認を加える等の一部の修正を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会において、同一の内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針では、大量買付行為が行われようとする際に、当社取締役会は大量買付者に対して情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合、または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（東京高裁が濫用的買収として例示した4類型および高圧的2段階買収）であると当社取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト (<http://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	132,823	(負 債 の 部)	83,161
流 動 資 産	88,033	流 動 負 債	38,965
現 金 及 び 預 金	40,063	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	17,633
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	23,604	短 期 借 入 金	7,965
商 品 及 び 製 品	6,422	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	3,400
仕 掛 品	3,576	リ ー ス 債 務	584
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,236	未 払 法 人 税 等	2,852
繰 延 税 金 資 産	1,695	賞 与 引 当 金	1,070
そ の 他	2,458	そ の 他	5,459
貸 倒 引 当 金	△23	固 定 負 債	44,195
固 定 資 産	44,790	社 債	2,800
有 形 固 定 資 産	23,084	長 期 借 入 金	26,288
建 物 及 び 構 築 物	8,572	リ ー ス 債 務	418
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	7,176	繰 延 税 金 負 債	0
土 地	4,830	退 職 給 付 に 係 る 負 債	14,462
リ ー ス 資 産	807	資 産 除 去 債 務	147
建 設 仮 勘 定	404	そ の 他	78
そ の 他	1,293	(純 資 産 の 部)	49,662
無 形 固 定 資 産	1,092	株 主 資 本	49,776
の れ ん	120	資 本 金	17,823
ソ フ ト ウ ェ ア	583	資 本 剰 余 金	7,738
リ ー ス 資 産	75	利 益 剰 余 金	24,333
そ の 他	312	自 己 株 式	△118
投 資 そ の 他 の 資 産	20,613	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△113
投 資 有 価 証 券	15,361	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,077
繰 延 税 金 資 産	4,624	為 替 換 算 調 整 勘 定	△138
そ の 他	680	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,052
貸 倒 引 当 金	△52		
資 産 合 計	132,823	負 債 及 び 純 資 産 合 計	132,823

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成25年 4 月 1 日)
(至 平成26年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	104,564
売 上 原 価	81,454
売 上 総 利 益 金 額	23,109
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,796
営 業 利 益 金 額	11,313
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	67
受 取 配 当 金	239
雑 収 益	949
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	736
雑 損 失	872
経 常 利 益 金 額	10,960
特 別 利 益	
受 取 保 険 金	453
特 別 損 失	
減 損 損 失	20
関 係 会 社 株 式 売 却 損	17
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 金 額	11,375
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,776
法 人 税 等 調 整 額	△4,530
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 金 額	12,129
当 期 純 利 益 金 額	12,129

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	17,823	9,009	12,652	△114	39,371
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△448		△448
当 期 純 利 益 金 額			12,129		12,129
自 己 株 式 の 取 得				△1,275	△1,275
自 己 株 式 の 消 却		△1,271		1,271	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△1,271	11,681	△4	10,405
当 期 末 残 高	17,823	7,738	24,333	△118	49,776

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,713	△1,338	－	375	39,746
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△448
当 期 純 利 益 金 額					12,129
自 己 株 式 の 取 得					△1,275
自 己 株 式 の 消 却					－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	364	1,199	△2,052	△488	△488
当 期 変 動 額 合 計	364	1,199	△2,052	△488	9,916
当 期 末 残 高	2,077	△138	△2,052	△113	49,662

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社に関する事項

連結子会社の数……………19社

主要な連結子会社の名称……………㈱秋田新電元

 ㈱東根新電元

 ㈱岡部新電元

 ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド

 シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド

② 非連結子会社に関する事項

主要な非連結子会社の名称……………シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド

連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社2社は、いずれも小規模会社で、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社の数

関連会社の数……………2社

主要な関連会社の名称……………新電元メカトロニクス㈱

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な非連結子会社の名称……………シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド

持分法を適用しない理由……………持分法非適用会社2社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

(3) 会計処理基準に関する事項

[重要な資産の評価基準及び評価方法]

① 有価証券

満期保有目的の債券……………原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社……………主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価しております。

在外連結子会社……………主として移動平均法に基づく低価法を採用しております。

[重要な減価償却資産の減価償却の方法]

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、一部在外連結子会社は定額法を採用しております。耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

[重要な引当金の計上基準]

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

[その他連結計算書類の作成のための重要な事項]

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属される方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異については、15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度において、退職給付に係る負債が14,462百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が2,052百万円減少しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引

ヘッジ対象……………借入金の利息

ヘッジ方針

有利子負債の将来の市場金利の変動による損失を軽減する目的で金利スワップ取引を利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法を採用しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法については、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産減価償却累計額 80,927百万円
- (2) 従業員の金融機関からの借入に対する保証債務 110百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 103,388千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決 議)	株 式 の 類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成25年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	360百万円	利益剰余金	3円50銭	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日
	A種優先株	87百万円	利益剰余金	15円40銭	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決 議)	株 式 の 類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,030百万円	利益剰余金	10円00銭	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。資金運用は、一時的な余資を、安全性の高い短期の金融資産にて運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。

有価証券は、譲渡性預金による運用を行っておりますが、格付けの高い金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に業務上関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替相場の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金、社債、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で連結決算日後7年内であります。このうち一部は市場の金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る将来の為替相場変動リスクを回避、軽減することを目的として、為替予約取引などを利用しております。また、借入金に係る将来の市場金利変動リスクを回避、軽減することを目的として、金利スワップ取引を利用しております。為替予約取引は、為替相場の変動リスクに晒されており、金利スワップ取引は、市場の金利変動リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法などについては、前述の「[その他連結計算書類の作成のための重要な事項] ②重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行などに係るリスク）の管理

当社は、営業債権管理規則に従い、営業債権について、営業部門及び経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、営業債権管理規則に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

・市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、デリバティブ管理規定のなかで基本方針、実行手続、取引限度額などが定められており、これに基づき、取引の実行、管理は経理部門で行っております。また、四半期ごとに取締役会にて当該取引の状況報告を行っております。連結子会社についても、デリバティブ管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価の把握を行い、取引先企業との関係を勘案して適宜保有状況の見直しを行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引に関する契約額などについては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	40,063	40,063	—
(2) 受取手形及び売掛金	23,604	23,604	—
(3) 投資有価証券	11,010	11,010	—
資産計	74,678	74,678	—
(1) 支払手形及び買掛金	17,633	17,633	—
(2) 短期借入金	7,965	7,965	—
(3) 1年内償還予定の社債	3,400	3,400	—
(4) リース債務（流動負債）	584	584	—
(5) 未払法人税等	2,852	2,852	—
(6) 社債	2,800	2,836	36
(7) 長期借入金	26,288	26,364	76
(8) リース債務（固定負債）	418	392	△25
負債計	61,942	62,029	87
デリバティブ取引（＊）	48	48	—

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらはその他有価証券として保有する株式からなり、当該株式の時価は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1 年内償還予定の社債、(4) リース債務(流動負債)、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 社債、(8) リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (7) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金については、金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引のうち、為替予約取引については先物為替相場に、通貨オプション取引については取引先金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)参照)。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式、非連結子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額 4,351 百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の時価等については、重要性が乏しいため注記を省略しております。

6. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額……………481 円 97 銭
(2) 1 株当たり当期純利益金額……………117 円 71 銭

7. その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は111百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
電源装置製造設備	機械装置及び運搬具等	埼玉県飯能市等	16
遊休資産	土地	千葉県勝浦市	1
遊休資産	建物	山梨県甲府市	1

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

製造設備については、当連結会計年度において、収益性が低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。遊休資産については時価が下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

種類	金額（百万円）
その他（有形固定資産）	13
機械装置及び運搬具	3
土地	1
建物及び構築物	1
合計	20

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、管理会計上の区分を基礎とし、製造工程の類似性等によるキャッシュ・フローの相互補完性を加味して資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法等

製造設備の回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しております。使用価値の算定にあたっては、割引率として4.52%を用いております。

遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、時価の算定にあたっては、不動産鑑定評価額を基礎とし、固定資産税評価額等を勘案した結果、固定資産税評価額に合理的な調整を加えた金額を使用しております。

貸 借 対 照 表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	115,831	(負 債 の 部)	73,485
流 動 資 産	83,063	流 動 負 債	36,560
現 金 及 び 預 金	32,485	支 払 手 形	459
受 取 手 形	512	買 掛 金	11,277
電 子 記 録 債 権	190	短 期 借 入 金	7,964
売 掛 金	30,546	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	3,400
製 品	3,230	未 払 金	1,809
半 導 体 製 品	666	未 払 法 人 税 等	2,632
材 料	3,411	未 払 費 用	727
仕 掛 品	363	前 受 金	434
前 払 費 用	54	預 り 金	6,792
関 係 社 短 期 貸 付 金	4,118	設 備 関 係 支 払 手 形	36
未 収 入 金	5,338	賞 与 引 当 金	632
未 収 消 費 税 等	1,282	リ ー ス 債 務	393
繰 延 税 金 資 産	842	固 定 負 債	36,924
そ の 他 金	29	社 債	2,800
貸 倒 引 当 金	△12	長 期 借 入 金	26,288
固 定 資 産	32,768	退 職 給 付 引 当 金	7,504
有 形 固 定 資 産	8,787	資 産 除 去 債 務	69
建 物	2,704	リ ー ス 債 務	189
構 築 物	203	そ の 他	71
機 械 及 び 装 置	1,887	(純 資 産 の 部)	42,346
車 両 運 搬 具	0	株 主 資 本	40,265
工 具 器 具	345	資 本 金	17,823
土 地	2,963	資 本 剰 余 金	7,738
リ ー ス 資 産	450	資 本 準 備 金	6,031
建 設 仮 勘 定	231	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,707
無 形 固 定 資 産	698	利 益 剰 余 金	14,822
の れ ん 権	120	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,822
電 話 加 入 権	18	繰 越 利 益 剰 余 金	14,822
ソ フ ト ウ エ ア	484	自 己 株 式	△118
リ ー ス 資 産	47	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,080
そ の 他	27	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,080
投 資 そ の 他 の 資 産	23,283		
投 資 有 価 証 券	11,076		
関 係 会 社 株 式	7,798		
関 係 会 社 出 資 金	1,688		
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	333		
長 期 前 払 費 用	25		
繰 延 税 金 資 産	2,028		
そ の 他	374		
貸 倒 引 当 金	△43		
資 産 合 計	115,831	負 債 及 び 純 資 産 合 計	115,831

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成25年 4 月 1 日)
(至 平成26年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	95,522
売 上 原 価	79,668
売 上 総 利 益 金 額	15,853
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,653
営 業 利 益 金 額	7,199
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	812
雑 収 益	2,202
3,015	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	768
雑 損 失	908
1,677	
経 常 利 益 金 額	8,537
特 別 利 益	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	187
187	
特 別 損 失	
減 損 損 失	20
20	
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	8,704
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,837
法 人 税 等 調 整 額	△3,981
△1,144	
当 期 純 利 益 金 額	9,849

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合		
当 期 首 残 高	17,823	6,031	2,978	9,009	5,421	5,421	△114	32,140
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△448	△448		△448
当 期 純 利 益 金 額					9,849	9,849		9,849
自 己 株 式 の 取 得							△1,275	△1,275
自 己 株 式 の 消 却			△1,271	△1,271			1,271	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△1,271	△1,271	9,400	9,400	△4	8,125
当 期 末 残 高	17,823	6,031	1,707	7,738	14,822	14,822	△118	40,265

	評価・換算 差 額 等 そ の 他 有 価 証券 評価差額金	純 資 産 計 合
当 期 首 残 高	1,716	33,857
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△448
当 期 純 利 益 金 額		9,849
自 己 株 式 の 取 得		△1,275
自 己 株 式 の 消 却		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	364	364
当 期 変 動 額 合 計	364	8,489
当 期 末 残 高	2,080	42,346

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………原価法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

半製品、材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は
収益性の低下による簿価切り下げの方法に
より算定）

製品、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は
収益性の低下による簿価切り下げの方法に
より算定）

ただし、新エネルギー部門の一部は個別法
による原価法（貸借対照表価額は収益性の
低下による簿価切り下げの方法により算
定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

耐用年数は法人税法に規定する耐用年数を
採用しております。

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、
社内における利用可能期間（５年）に基づ
く定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理の方法については、税抜方式によっております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法を採用しております。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産減価償却累計額	26,886百万円
(2) 従業員の金融機関からの借入に対する保証債務	110百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	21,613百万円
関係会社に対する短期金銭債務	12,696百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社への売上高	47,391百万円
(2) 関係会社からの仕入高	49,929百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	3,233百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数	普通株式	103,388千株
(2) 自己株式の数	普通株式	348千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因……………退職給付引当金

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は84百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (注)	科 目	期 末 残 高
子会社	㈱ 秋 田 新 電 元	100%	当社製品の製造等	仕 入	13,570	買 掛 金	1,188
				資 金 の 貸 付	5,640	短期貸付金	650
				有 償 支 給	2,693	未 収 入 金	283
子会社	㈱ 東 根 新 電 元	100%	当社製品の製造等	仕 入	5,453	買 掛 金	474
				資 金 の 貸 付	390	短期貸付金	3,265
子会社	㈱ 岡 部 新 電 元	100%	当社製品の製造等	仕 入	20,457	買 掛 金	1,874
				資 金 の 預 り	2,134	預 り 金	6,086
子会社	新電元デバイス販売㈱	100%	当社製品の販売等	売 上	3,305	売 掛 金	1,150
子会社	シンデンゲン (タイランド) ・カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	売 上	6,465	売 掛 金	3,400
				有 償 支 給	171	未 収 入 金	97
子会社	ランブーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	仕 入	8,388	買 掛 金	847
				有 償 支 給	3,154	未 収 入 金	1,097
子会社	広州新電元电器有限公司	100%	当社製品の製造・販売等	有 償 支 給	2,939	未 収 入 金	1,211
子会社	ビーティー・シンデンゲン・インドネシア	100%	当社製品の製造・販売等	売 上	10,812	売 掛 金	1,654
				ロイヤリティ	415	未 収 入 金	106
子会社	シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	売 上	5,210	売 掛 金	2,786
				資 金 の 貸 付	511	短期貸付金	113
				〃	528	長期貸付金	311
子会社	シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド	100%	当社製品の販売等	売 上	2,217	売 掛 金	1,179
子会社	シンデンゲン・シンガポール・ビーティーイー・リミテッド	100%	当社製品の販売等	売 上	1,948	売 掛 金	739
子会社	新電元 (香港) 有限公司	100%	当社製品の販売等	売 上	6,979	売 掛 金	2,561
関 連 会 社	新電元メカトロニクス㈱	35%	当社製品の製造・販売等	売 上	2,140	売 掛 金	934
関 連 会 社	ナビーノ・オート・アンド・エレクトロニクス・リミテッド	22.57%	当社製品の製造・販売等	売 上	4,279	売 掛 金	820

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 市場価格等を勘案して一般の取引の条件と同様に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………410円97銭

(2) 1株当たり当期純利益金額…………… 95円58銭

8. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
電源装置製造設備	工具器具備品等	埼玉県飯能市等	16
遊休資産	土地	千葉県勝浦市	1
遊休資産	建物	山梨県甲府市	1

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

製造設備については、当事業年度において、収益性が低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。遊休資産については時価が下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

種類	金額 (百万円)
工具器具備品	13
機械及び装置	3
土地	1
建物	1
合計	20

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、管理会計上の区分を基礎とし、製造工程の類似性等によるキャッシュ・フローの相互補完性を加味して資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法等

製造設備の回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しております。使用価値の算定にあたっては、割引率として4.52%を用いております。

遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、時価の算定にあたっては、不動産鑑定評価額を基礎とし、固定資産税評価額等を勘案した結果、固定資産税評価額に合理的な調整を加えた金額を使用しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月19日

新 電 元 工 業 株 式 会 社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 江 口 潤 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 唐 澤 正 幸 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新電元工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月19日

新 電 元 工 業 株 式 会 社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 江 口 潤 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 唐 澤 正 幸 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新電元工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5 月26日

新電元工業株式会社 監査役会

常勤監査役 横 瀬 是 秀 ㊞

監 査 役 沖 本 隆 史 ㊞

監 査 役 三 宅 雄 一 郎 ㊞

(注) 監査役沖本隆史及び監査役三宅雄一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業界における競争力を維持・強化するための内部留保、株主資本利益率の水準、業績等を総合的に勘案して成果の配分を行っていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金10円 総額1,030,402,360円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により、定款第35条（社外取締役の責任限定契約）及び第43条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものです。なお、第35条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第5章 取締役および取締役会	第5章 取締役および取締役会
第26条～第34条（記載省略）	第26条～第34条（現行どおり）
（新設）	<u>（社外取締役の責任限定契約）</u> <u>第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第6章 監査役および監査役会	第6章 監査役および監査役会
第35条～第41条（記載省略）	第36条～第42条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第 7 章 計 算 第42条～第45条（記載省略）	<u>（社外監査役の責任限定契約）</u> <u>第43条 当会社は、会社法第427条第1項の</u> <u>規定により、社外監査役との間に、任務を</u> <u>怠ったことによる損害賠償責任を限定する</u> <u>契約を締結することができる。ただし、当</u> <u>該契約に基づく責任の限度額は、法令が規</u> <u>定する額とする。</u> 第 7 章 計 算 第44条～第47条（現行どおり）

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	もり かわ まさ と 森 川 雅 人 (昭和23年3月24日)	昭和45年4月 当社入社 平成10年6月 取締役 平成14年4月 電子デバイス事業本部長 平成16年4月 パワーシステム事業本部長兼資材・変成器統括センター担当 平成17年6月 常務取締役 平成18年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成20年4月 パワーシステム事業本部長兼資材担当 平成21年2月 技術・生産・資材管掌 平成22年6月 代表取締役社長（現在に至る）	普通株式 89,457株
2	お がさわら まさ のり 小笠原 政 教 (昭和26年5月17日)	昭和49年4月 日本電信電話公社入社 平成14年4月 (株)エヌ・ティ・ティ・ファシリティーズ 東海支店長 平成16年4月 同社エネルギー事業本部長 平成16年6月 同社取締役 平成18年6月 当社入社社理事 平成18年6月 上席執行役員 平成18年6月 パワーシステム事業本部副本部長 平成21年2月 パワーシステム事業本部長兼資材担当 平成22年6月 常務執行役員（現在に至る） 平成24年6月 取締役（現在に至る） 工場長兼パワーシステム事業管掌兼工場管理・環境管理担当 平成24年10月 磁性部品担当 平成25年6月 工場長兼工場管理・環境管理・資材・物流・磁性部品担当（現在に至る）	普通株式 36,024株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	あら はた よし みつ 荒 幡 義 光 (昭和29年12月28日)	昭和53年4月 ㈱第一勧業銀行入行 平成15年9月 ㈱みずほコーポレート銀行ロスアンゼルス支店長 平成18年3月 同行執行役員営業第十一部長 平成20年5月 当社入社理事 平成20年6月 取締役（現在に至る）兼執行役員 経理・総務・内部監査担当 平成22年6月 上席執行役員（現在に至る） 平成24年6月 経理・内部監査担当 平成25年6月 経理・内部監査・情報システム担当（現在に至る）	普通株式 26,754株
4	すず き よし のり 鈴 木 吉 憲 (昭和32年5月21日)	昭和57年4月 当社入社 平成11年4月 電子デバイス事業本部半導体事業部デバイス海外営業部長 平成14年4月 電子デバイス事業本部販売事業部営業企画部長 平成17年4月 営業本部共通販売統括室大阪支店長 平成19年4月 電子デバイス事業本部電子デバイス販売事業部長 平成20年6月 執行役員（現在に至る） 電子デバイス事業本部副本部長 平成21年2月 経営企画室長 平成21年6月 取締役（現在に至る） 平成24年6月 海外販売・共通販売担当 平成25年4月 営業本部長 平成25年6月 販売・電装事業担当（現在に至る）	普通株式 27,754株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
5	ね ぎし やす み 根 岸 康 美 (昭和33年10月8日)	昭和57年4月 当社入社 平成16年11月 経理部長 平成21年2月 人事部長 平成24年4月 人事担当取締役付 平成24年6月 取締役兼執行役員（現在に至る） 経営企画室長兼人事・総務・研修セン ター担当 平成24年10月 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担 当（現在に至る）	普通株式 13,521株
6	ほり ぐち けん じ 堀 口 健 治 (昭和34年11月16日)	昭和58年4月 当社入社 平成12年4月 機能デバイス事業本部機能デバイス事業 部デバイス設計部長 平成15年10月 機能デバイス事業本部機能デバイス事業 部副事業部長 平成17年4月 電子デバイス事業本部機能デバイス事業 部長 平成20年4月 技術開発本部 I C 開発センター長 平成21年2月 技術開発センター副センター長 平成22年6月 執行役員（現在に至る） (株)東根新電元代表取締役社長 平成24年6月 S P I S プロジェクト担当 平成25年6月 取締役（現在に至る） 技術・生産・品質・知的財産・パワーモ ジュール製品担当（現在に至る）	普通株式 14,016株
7 ※	さ さ き のぶ ゆき 佐々木 延 幸 (昭和29年7月1日)	昭和53年4月 当社入社 平成11年4月 電子デバイス事業本部アクチュエータ事 業部技術部長 平成15年12月 電子デバイス事業本部電子デバイス事業 部生産部長 平成16年4月 電子デバイス事業本部半導体事業部第一 開発部長 平成18年4月 電子デバイス事業本部半導体事業部長 平成22年6月 執行役員 (株)秋田新電元代表取締役社長（現在に至 る） 平成25年6月 上席執行役員（現在に至る）	普通株式 16,016株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
8 ※	やま だ いち ろう 山 田 一 郎 (昭和24年8月1日)	昭和49年4月 日本電信電話公社武蔵野電気通信研究所 入社 昭和60年9月 工学博士（東京大学「位置決め制御の高 速・高精度化に関する研究」） 平成5年1月 日本電信電話（株）総合企画本部・技術 調査部、担当部長（技術支援部門長） 平成7年2月 同社N T T境界領域研究所、通信エネル ギー研究部長 平成11年1月 同社N T T通信エネルギー研究所、エネ ルギーシステム研究部長 平成12年7月 同社N T T生活環境研究所長 平成14年7月 東京大学大学院工学系研究科教授 平成21年5月 同大学副学長（環境安全担当） 平成24年4月 同大学大学院新領域創成科学研究科教授 (現在に至る)	普通株式 0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者山田一郎氏につきましては、平成26年6月9日現在、就任の承諾を得ておりませんが、本株主総会当日までに承諾を得る予定であります。
3. 各候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 山田一郎氏は社外取締役候補者であります。
5. 山田一郎氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏の大学教授としての専門的な知識や豊富な経験を活かし、経営に対し指導・助言いただけることを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6. 山田一郎氏と当社の間および東京大学と当社間には、特別な利害関係はなく、独立性が確保されていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
なお、同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。
7. 第2号議案が承認可決された場合および本議案において山田一郎氏の選任が承認可決された場合には、同氏と当社の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 横瀬是秀氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
よこせよしひで 横瀬是秀 (昭和25年5月18日)	昭和59年11月 山梨電子工業㈱入社 平成9年10月 当社入社(転籍) 平成11年10月 経理部長 平成16年11月 パワーシステム事業本部事業管理室長 平成19年4月 理事 平成22年6月 常勤監査役(現在に至る)	普通株式 19,016株

(注) 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、 重要な 社内に おける 職位 (状況)	所有する当 社株式の数
くぼたときたか 久保田辰敬 (昭和39年2月22日)	昭和61年4月 当社入社 平成21年2月 経理部長 平成26年4月 経営企画室企画部長（現在に至る）	普通株式 4,989株

(注) 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

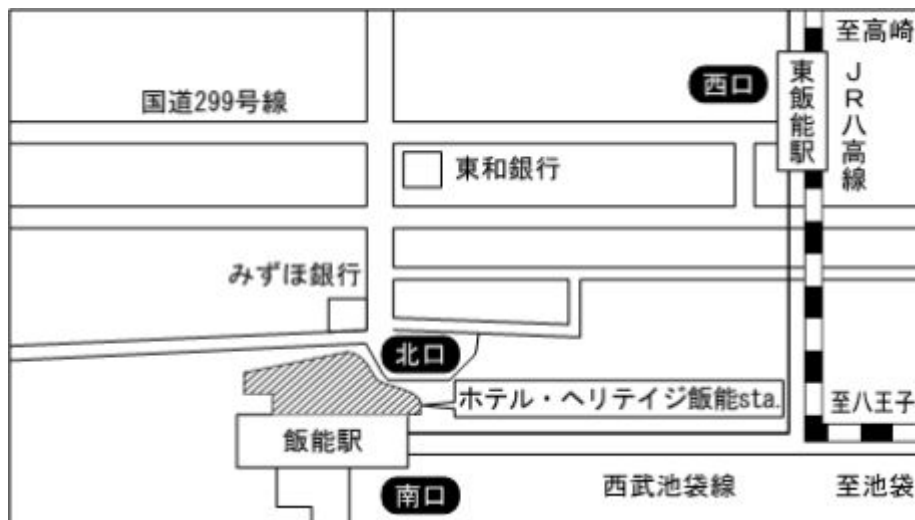
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

埼玉県飯能市仲町11番21号

ホテル・ヘリテイジ飯能sta. 6階 ヘリテイジホール

電話 (042) - 975 - 1313



西武池袋線 飯能駅（北口）下車 徒歩1分

西武池袋線 東飯能駅（西口）下車 徒歩10分

JR八高線 東飯能駅（西口）下車 徒歩10分

「COOL BIZ」スタイルでの株主総会開催について

当日は節電の取り組みの一環といたしまして、会場内の空調の温度を高めにして開催させていただきます。つきましては、当社の役員および従業員がノーネクタイの「COOL BIZ」スタイルにてご対応させていただく予定ですので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますよう、お願い申し上げます。